

フランスにおけるアルジェリアの記憶の公的承認

1990年代以降の移民統合および国民的結合を促進する政策の観点から

大嶋えり子

研究の目的

1830年にフランスはアルジェリアに侵攻し、アルジェリアを植民地にした。1954年に独立戦争が始まり、1962年にアルジェリアは独立を獲得した。一世紀以上にわたるフランスによるアルジェリアの植民地支配と7年強続いた戦争は地中海の両側において多数の傷跡を残した。しかしながら、公的にアルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶（以下、アルジェリアの記憶）は承認されずにいた。この事態は1990年代に入ってから変わった。国家や自治体は記念碑や施設、法律に特定の集団が持つアルジェリアの記憶を刻み込み、少なくとも形式的にはそれらの記憶を公式に承認した。1990年代以降、自治体レベルから国家レベルにいたるまでフランスの公的機関はアルジェリアの記憶に対し態度を変えたのである。

以上を踏まえ、なぜ1990年代以降にこのような態度の変化があったのかを理解するために、本研究はどのような国際的および国内的な文脈で何のためにフランスがアルジェリアの記憶を公的に承認したのかを明らかにする。本研究では、記憶の承認を次のように定義する。すなわち、記憶を排除もしくは否定する行為をやめ、記憶を少なくとも形式的に肯定することである。また、本研究でいう公的承認とは公的機関である政府や自治体による承認を指す。

研究の枠組み

本研究では記憶を過去の情緒的な再構築と捉える。承認に関しては、アクセル・ホネットの承認論¹に基づいて検討していく。以下では、本研究における記憶の承認の前提とホネットの議論に基づいた記憶の承認の様式を明らかにする。

記憶の承認の前提として、過去において個人や集団が異なる立場にいたように、現在において過去の出来事をめぐる立場は多様であるという点を考慮する必要がある。その一方で、公的な記憶の扱いは一面的な場合が多く、多様な記憶が考慮されていないことがある。したがって、特定の個人や集団が有している記憶とは異なる記憶が公的な機関において支配的になることがある。すると、公的な機関が掲げるものとは異なる記憶を有している個人や集団は承認の拒絶に遭っていると捉えるだろう。承認の拒絶は個人や集団の人格や権利を毀損する行為として当該個人や集団に受け取られるため、その棄損を克服するために、

¹アクセル・ホネット『承認をめぐる闘争—社会的コンフリクトの道徳的文法—』（山本啓・直江清隆訳）法政大学出版局、2014年（原著は2003年）

否定的な経験をした個人や集団は承認のための運動や闘争を始める場合が多い。なお、こうした運動や闘争は、必ずしも多様性や排除されてきた者の包摂を謳うものではなく、他の個人や集団の承認を阻む場合もある。

次に、ホネットは三つのタイプの承認があるとしている。すなわち、家族愛などといった愛、法的関係を示す権利、そして、価値共同体を生み出す価値評価である。本研究では、愛という「原初的關係」、すなわち個人間で成立する承認は無関係であるため、ここでは説明を割愛する。二つ目の様式である法的関係における承認は、普遍主義に基づき、人間を人格として認め、権利を付与することを意味する。三つ目の様式である価値評価では、「多一少」や「良一悪」などといった「尺度に照らした人格性の特徴の価値を示す評価の準拠体系」が前提となっている²。当然ながら、価値評価が前提としている準拠体系は地域によって異なり、時代とともに変化する。「他の人格との相違」が焦点となっている点が特徴であり、普遍主義に基づいている法的承認とは決定的に異なる。

ホネットの議論を踏まえると、記憶の承認は二つ目の様式である法的承認および三つ目の様式である価値評価に該当する。だが、本研究ではとりわけ価値評価という承認の様式に注目する。なぜならば、法的関係による承認は個人あるいは集団の権利回復につながるが、価値評価はより広範に社会的影響を及ぼすからである。つまり、法的関係における承認では、特定の個人や集団が金銭を受け取る、それまで剥奪されていた権利を享受する、さらには特別な権利を与えられる、などといった具体的な対策が取られるが、その社会的影響は限定的だ。一方で、価値評価は場合によっては特定の個人や集団の抑圧につながったり、あるいは、不自由を強いられていた人々の解放につながったりする。

最後に、本研究ではとりわけ植民地支配に伴う暴力に注目していく。ここでいう植民地支配に伴う暴力とは、社会通念上の物理的・身体的な毀損を伴う行為ではなく、支配者－被支配者関係の中で生じ、この非対称な関係を維持するために生じた行為や制度を指す。言い換えれば、植民地支配に伴う暴力とは「国家による『恒常的で日常的』な暴力」³である。植民地支配に伴う暴力はフランス政府やフランス軍、ヨーロッパ系入植者を行為主体としており、被支配者たる先住民がその被害に遭った。こうした暴力の構想に基づくことで、本研究では、次の二点が可能となる。まず、植民地時代における支配者だったフランスの公権力によるアルジェリアの記憶の承認にどのような問題があるのかを明らかにできるだろう。すなわち、アルジェリアの記憶を承認する際に、植民地支配に伴う暴力における加害者と被害者や、暴力の実態を公権力が明確にしているかどうかを検証できる。こうした検証は、植民地支配の過去を乗り越え、当事者たちの和解のための足掛かりの提示に役立つだろう。次に、植民地支配に伴う暴力の行為主体を支配者たるフランス政府、フランス軍、入植者とするにより、植民地支配における人々の序列を前提とできる。つまり、上記のとおり植民地支配は非対称な関係の上に成り立っており、この点を前提とする

² アクセル・ホネット、前掲書、152-153頁。

³ Merle, Isabelle. « De la « légalisation » de la violence en contexte colonial. Le régime de l'indigénat en question », *Politix*, vol.17, no.66, 2004, p.140.

ことで、どういった立場の者が持つ記憶を公的機関が承認するのか、あるいは、公的機関がある記憶を承認する際に植民地支配におけるそれぞれの立場を明示しているのかを検証できる。

論文の構成

論文は序章、第1章と第2章からなる総論にあたる第1部と、第3章から第5章からなる事例研究の第2部、そして終章、という構成になっている。

序章では、被害の記憶に注目する重要性や研究の背景と目的を明らかにした上で、先行研究を検討した。その上で、本研究が学際的な色を帯びつつも、政治学、とりわけ国際関係論の中に位置づけられることを明確にした。すなわち、植民地支配に伴う暴力を、どのように旧宗主国と旧植民地がともに乗り越えていくのか、あるいは乗り越えるに際してどういった問題が生じるのかなどといった問いが本研究の根源にある。これらの問いは、旧宗主国内に在住する旧植民地出身者やその子孫が、植民地支配に伴う暴力の加害国社会で傷つかずに生活するために誰が何をすればよいのか、という国境を越えた移動と移動後の生活に関わる現代フランス社会におけるさらなる問いを投げかける。こうした問いは、国家間関係を考察する国際政治学を超え、政府や自治体、市民団体といった多様なアクターや人の移動、植民地支配といった事象を研究する国際関係論の射程内にある。さらに、国際関係論の中でも和解研究に位置づけられる。加えて、植民地支配に関わる「表象、制度、政策とのあいだには、微妙に入り組んだつながり」があり、植民地支配に関わる「表象的側面」と政策は関連しているとするポストコロニアル研究⁴と国際関係論に本研究はまたがっている。すなわち本研究は、フランスによるアルジェリアの記憶の承認を展示や法律の条文、政治家の発言などといった「表象的側面」から分析し、承認する主体が有する意図を明らかにするものである。最後に、本研究は記憶を国際関係論の中で論じることで、2000年代から登場した記憶研究にも貢献するものである。

第1章からは総論に入る。この章では第二次世界大戦後の記憶に対する関心の高まりを、とりわけホロコースト、および、植民地支配と奴隷貿易・奴隷制の記憶の承認の事例を通じて検討した。植民地支配と奴隷貿易・奴隷制に関しては1960年代のアフリカン・アメリカンなどによる主張や1990年代以降のアフリカ諸国による補償要求を踏まえた上で、2001年に開かれた第三回反人種主義・人種差別撤廃世界会議（ダーバン会議）を考察した。その結果、ホロコーストに関しては法的承認および価値評価があった一方で、奴隷貿易・奴隷制に関しては法的承認がなく、価値評価は限定的にしかなされなかったことを明らかにした。こうした相違がなぜ生じるのかを理解するために、この章では以上の二つの事例に加え、ドイツ領南西アフリカにおけるヘレロ人迫害と日系人強制収容を検討した。いずれ

⁴ アーニャ・ルーンバ『ポストコロニアル理論入門』（吉原ゆかり訳）松柏社、2001年（原著は1998年）、132頁。

も国家の政策や行動が特定の属性を持つ人々の生命や財産を脅した、あるいは差別的な制度の下に置いた事例である。

比較検討の結果、こうした被害者を生む政策や行動が生じた時点から被害者による承認の要求までの時間の経過の長短および被害者を生む政策や行動を犯罪とする法的根拠の有無が承認の有無に影響すると結論付けた。さらに、アルジェリアの植民地支配と独立戦争における国家の行為に関しては、事柄を細分化した上で経過した時間の長短と法的根拠の有無を検討した。事例の比較検討を表にまとめると以下のようになる。

表 1：記憶の承認の国際比較

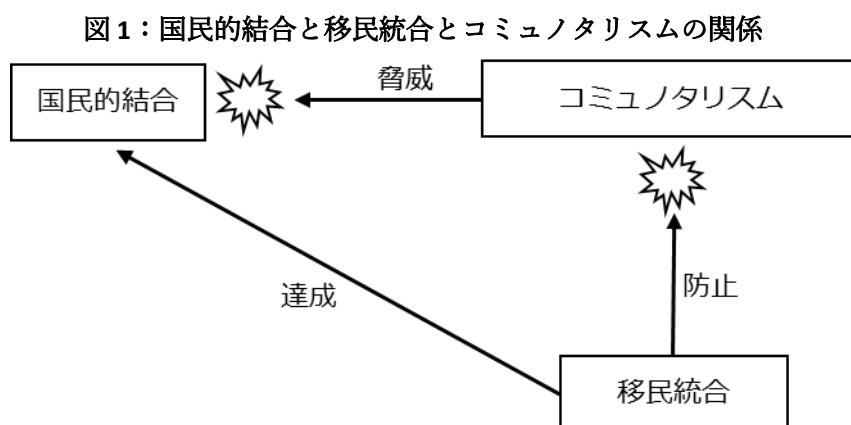
	奴隷貿易・奴隷制	ヘレロ人迫害	日系人強制収容	ホロコースト	アルジェリアの植民地支配	アルジェリア独立戦争
時間の経過	長い	比較的長い	比較的長い	比較的短い	長い	比較的短い
法的根拠	×	×	○	○	×	×
法的承認	×	×	○	○	×	△
価値評価	△	△	○	○	△	△

表 1 の網掛の部分が、本研究が最も関心を寄せるところである。細分化してアルジェリアの記憶の承認の実態を検討したところ、多様な記憶が存在する中、承認される記憶とそうではないものがあることが分かった。そのため、アルジェリアの記憶の承認は 1990 年代以降に現れ、事例が多数に上る一方で、部分的であるのみならず、選別的であることを付言しなければならない。ただし、どのようにこうした選別的なアルジェリアの記憶の承認を公的機関が行ったのかは明らかになっていない。そのため、第 2 章ではフランスの具体的な政策に引きつけてアルジェリアの記憶の承認を検討していく。

第 2 章では、アルジェリアの記憶の承認を移民統合 (intégration) と国民的結合 (cohésion nationale) に引き付けて検討し、本研究の仮説を導出した。言い換えれば、フランスの公的機関によるアルジェリアの記憶の承認の政策的背景を検討した上で、移民統合と国民的結合の促進のためにフランスの公的機関はアルジェリアの記憶を承認した、という仮説を立てた。

移民統合と国民的結合に着目した理由は次のとおりである。本研究で取り上げる記憶は個人よりも、大小を問わず特定の集団が有するものであり、集団が有する記憶を政府や自治体が承認する、もしくはしないという決定は、その集団を権力がどう扱おうとしているのか、という問題に直結する。また、記憶は集団および個人のアイデンティティを構成する、言い換えれば自分が誰なのかを規定する要素の一つであり、記憶を承認されるかどうかは集団や、集団に属する個人のアイデンティティに深く影響する。したがって、政府によるフランス社会の成員の扱い方、そして、政府が成員に持たせたいアイデンティティに関わる領域に位置づけられる移民統合と国民的結合に関わる政策は、本研究が光を当てる記憶の承認と密接に関わっていると考えられる。

仮説を立てるにあたり、フランスの公権力の認識の中で、同化に近い移民統合と、国民的結合、そして国民的結合に対する脅威で、否定されるべきである、コミュニタリズム (communautarisme) がどのような関係にあるのかを明らかにした。コミュニタリズムとは、共同体の自閉や積極的な政治的・社会的活動を指す。以下の図 1 は国民的結合と移民統合とコミュニタリズムの関係を表している。



この図に示したように、国民的結合や移民統合を促進する政策は地続きの関係にあることがわかる。

こうした前提を踏まえ、1990年代以降公的な記憶の承認は国民的結合と移民統合を目的としていた、という仮説が立てられる。言い換えると、一見すると共和国モデルに反していた特定の共同体の記憶の承認が、実際には共和国モデルに則って実現していた、という仮説である。その結果、排除されてきた記憶は国民が共有する、もしくは共有するべきとされる記憶に包摂され、一見「より公正」な記憶の形成が実現したように思えた。しかしながら、アルジェリア人移民などのフランス社会への同化、言い換えれば出自などに基づく文化的特徴の抑制が記憶の承認の目的だったといえよう。また、記憶を承認することこそ、コミュニタリズムを回避する方法だったともいえる。

第2章で導出した仮説を、第3章から第5章で、事例研究を以て検証した。第3章では、アルジェリアの記憶を承認する記憶関連法 (loi mémorielle) を二法取り上げた。一つ目は1999年に制定された「アルジェリア戦争」という呼称を公式に認める法律である。二つ目はアルジェリア独立戦争時あるいはその直後にフランス本土に移住したフランス人引揚者を主に含む「帰還者」と呼ばれる者への謝意の表明と交付金に関する法律（以下、帰還者法）である。この章では、この二つの法律が国民的結合を促進するものであることを、条文の文言や審議における議員らの発言、委員会の報告書などの分析によって明らかにした。つまり、いずれの法律も、国民全員が同じように過去を理解することが国民的結合につながる、という前提で制定されている。さらに、こうした記憶の承認は二国間関係を悪化させる場合もあるということが、帰還者法制定後のアルジェリア政府の態度から読み取れた。アルジェリアとフランスが2005年に締結する予定だった友好条約の締結見送りなどがその

証左である。また、アルジェリア社会のレベルでも帰還者法に対する強い批判があったことが、フランスの新聞やアルジェリアのフランス語新聞による報道から読み取れた。そして、国民的結合の促進については右派の政治家も左派の政治家も大差ない主張を展開していることを明らかにした。最後に、取り上げた事例は、多様な記憶を承認しているように見せかけて、フランスの国民的結合が前提とする均質な文化や社会にそれぞれの集団の記憶を組み込もうとする様相を明らかにする法制定である点を指摘した。

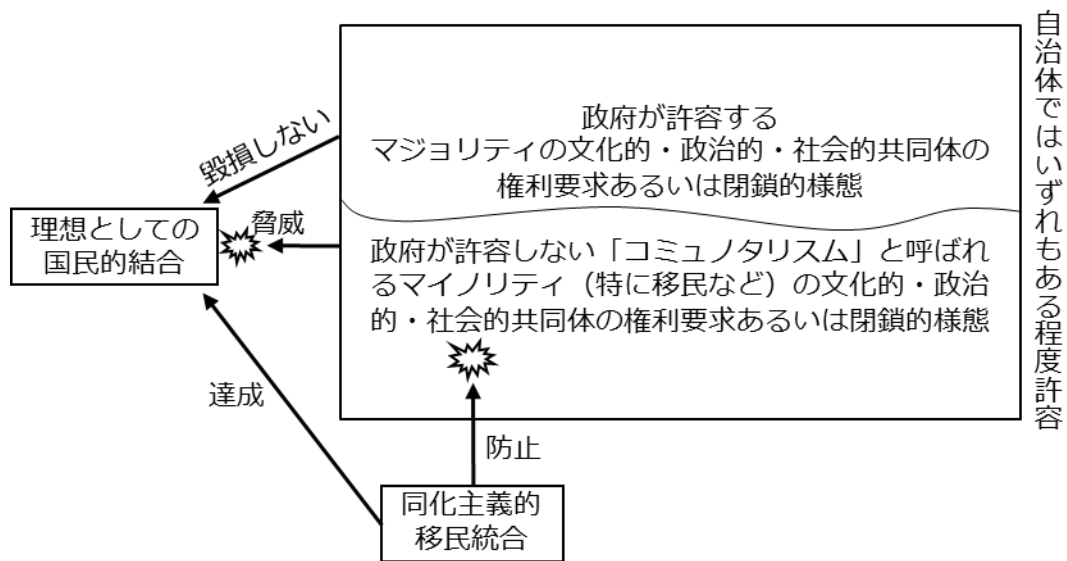
第4章では、国立移民歴史館というパリに位置する2007年に開館した博物館の常設展を取り上げた。150年に及ぶ、フランスにおける移民の過去をテーマとした博物館である。フィールドワークにより常設展を調査し、アルジェリアに関わる内容を分析した。その結果、アルジェリアに関する内容はアルジェリア人移民と引揚者とアルジェリア独立戦争でフランス軍の補充兵として戦ったハルキ(harki)と呼ばれる先住民のムスリムが有する記憶であることが分かった。つまり、排除の対象となりやすい者の記憶が承認されている。また、承認されているのは、フランス本土における生活やフランス本土で受けた差別の記憶である。ところが、植民地支配自体がどのような問題を抱えていたのか、という点に常設展はあまり触れていない。フランス本土における移民に対する差別や反植民地主義運動・独立運動への言及は多く見られ、植民地支配を肯定的に捉えた展示内容ではない。だが、反植民地主義運動や独立運動がどういった植民地支配に伴う暴力から生まれたのかは不明瞭である。常設展の中ではフランス本土における差別の過去を含むアルジェリアの記憶は承認されているが、植民地支配に伴う暴力からは切り離されている。そのため、植民地支配する側であった引揚者と植民地支配されていたアルジェリア人移民やハルキの間に支配—被支配の関係があったことが描かれていない。

さらに、少なくとも1992年から移民をテーマとした博物館の構想は存在しており、政府により検討されなかった構想、そして政府による移民博物館開館への取り組みを概観し、どういった議論の末、国立移民歴史館を作るにいたったのかを検討した。最も詳しく検討したのは2001年の政府の依頼による報告書(エル・ヤザミーシュワルツ報告書)と2004年の報告書(センター検討委員会報告書)である。これらを照らし合わせ、どういった議論の変遷があったのかを検討した。その結果、移民統合の促進を2004年の報告書が強調している点が明らかになった。この点は、2002年以降の政府による、任意で移民が署名する「受入れ統合契約(Contrat d'accueil et d'intégration)」の導入などに代表される移民統合政策の強化と合致する。したがって、国立移民歴史館は移民統合を目的としており、とりわけ2002年以降の政府による統合政策の強化という流れの中に位置づけられる、と結論付けた。さらに、移民統合の促進が主な目的であるが、国民的結合の促進も国立移民歴史館の目的に含まれている点を指摘した。

第5章では、最後の事例研究として南仏に位置するペルピニャンにある「アルジェリア在住フランス人史料センター(CDDFA)」を取り上げた。これは前の二つの事例とは異なり、自治体とフランス人引揚者の市民団体が協力して実現したものである。この施設の設立過程における政府の関与は確認されていない。ただし、オープニング・セレモニーに現役の

大臣が出席し、大統領のサルコジによるメッセージを代読したため、政府が事後的にこの施設を肯定したと受け取れる。CDDFA には常設展があり、明確に植民地支配を肯定している。この章では、なぜこのセンターがそういった展示内容にいたったのかを考察した。結論としては、ペルピニャン市と引揚者団体の「アルジェリアニストの会」が特別な関係にあったことが展示内容に大きく影響したからだといえる。したがって、自治体のレベルでは、必ずしも移民統合や国民的結合の促進を目的として記憶の承認が行われるのではないことが分かった。すなわち、引揚者団体の権利要求および閉鎖的様態を許容する形で自治体は団体がかかげる記憶を承認したといえる。CDDFA の検討により、本来ならコミュニタリズムとして公権力によって批判されるべき共同体としての引揚者団体の権利要求あるいは閉鎖的様態が見られたにもかかわらず、そうした批判がなされず、コミュニタリズムという概念が政治的言説の中で恣意的に使用されるものであることを発見した。以下の図 2 は、第 5 章で得られた知見を図 1 に加えた、コミュニタリズムをめぐる実態を表すものである。

図 2：国民的結合—移民統合—共同体が起こす現象



結論

第 2 章でフランスの政府や自治体がアルジェリアの記憶を選別的に承認したのは地続きの関係にある移民統合と国民的結合を促進するためだった、という仮説を立て、第 3 章から第 5 章で仮説の検証を行った。その結果、国家レベルでは移民統合や国民的結合を促進するためにアルジェリアの記憶が承認されることを明らかできた。一方で、第 5 章では、自治体レベルでは移民統合や国民的結合の促進のためではなく、特定の共同体の権利要求や閉鎖的様態を許容する形で記憶が承認された。したがって、国家レベルではアルジェリアの記憶の承認は移民統合や国民的結合の促進を目的として行われる一方で、自治体レベ

ルでは必ずしもそうではないことが分かった。さらに、コミュニタリズムをめぐる言説を考察し、第 2 章で提示したコミュニタリズムと移民統合と国民的結合の関係を精緻化した。

終章では、第 1 章から第 5 章までの内容を振り返ったのち、以下の七点を結論として指摘した。

1. 記憶は政治的な意図をもって利用される。そのため、場合によっては記憶の承認は抑圧につながる。
2. フランスの公権力により承認されるアルジェリアに関わる記憶は、植民地支配を肯定するもの、あるいは、否定しないものである。
3. 移民統合と国民的結合を目的とする国家レベルの記憶の承認は文化的差異の否定につながるため、新たな被害を生む可能性がある。
4. 国家レベルにおける移民統合や国民的結合を目的とした記憶の承認に関しては、右派政党も左派政党も大きな態度の差を見せていない。
5. 国家レベルであっても、自治体レベルであっても、記憶の公的な承認は時には歴史修正主義、すなわち、史実の無視・捏造につながる場合がある。
6. 政府と自治体の政策における乖離がある。
7. 記憶に関わる政策領域においては、政治家や官僚のみが支配しているわけではなく、多様な市民団体の関与がある。

そして、以上を指摘したのち、終章では、今後の課題を提示した。フランスのコミュニタリズムに関わる分析を本研究では充分に行うことができなかつた。第 2 章および第 5 章で、国民的結合と移民統合とコミュニタリズムの関係を明らかにした。移民をはじめとするマイノリティの攻撃的および閉鎖的とされる共同体が起こす現象、すなわちコミュニタリズムが国民的結合にとって脅威を成しており、脅威をなくすために統合という手段が必要とされた、と論じた。さらに第 5 章では、同じような共同体が起こす現象が観察できても、コミュニタリズムだと批判される場合もあれば、そうした批判が見られない場合もあり、コミュニタリズムは政治的言説の中で政治家らが恣意的に使用する概念であることを明らかにした。だが、翻訳が困難な *communautarisme* という語は、さらなる考察を必要とする。平等という憲法上の原則に則した概念である一方で、マイノリティの主張や社会参加を排除するための極めて特殊な言説を為しておりフランス政治を理解する上で、その言説の生成および再生産過程や、マイノリティ排除およびマジョリティの特権化における機能を分析すべきであろう。

最後に、フランスとアルジェリアの当事者がどのように植民地支配と独立戦争をめぐって和解できるのかを検討した。